

対象地が工場などの場合ご注意ください。
ご不明な点は、ジオテックにご相談ください。

土壌汚染対策法

① 有害物質を取扱う特定施設廃止

法3条により、**特定施設**を廃止する際、**有害物質の取扱いがある場合**は、土地の所有者等が、土壌汚染の状況を調査し、その結果を報告する義務が発生します。

② 調査猶予中の土地の改変時

法3条により、**調査猶予中の土地**において、**900m²以上の土地の形質の変更**を行うときは、①と同様に調査義務が発生します。

③ 3,000m²を超える土地の開発

法4条により、開発等に伴い、**改変する土地の面積が3,000m²を超える**場合は、届出が必要です。届出後、**土壌汚染のおそれがあると判断された場合**は、調査命令があり、土壌汚染の状況を調査し、その結果を報告する義務が発生します。

④ 操業中の有害物質を取扱う特定施設の形質変更(900m²以上)

法4条により、有害物質使用特定施設が設置されている**操業中**の工場等の土地において、**900m²以上の土地の形質の変更**を行うときは、届出が必要です。

物件によっては、手続が複雑な場合があります。文章では説明困難なため、直接ご相談ください。

※土壌汚染対策法は平成31年4月に改訂

法令対象以外の工場など

法令の対象とならない工場であっても、土壌汚染調査が望まれる場合があります。

今は住宅や駐車場でも昔は工場

操業中の工場だが環境保全の観点で調査し、土壌汚染が見つければ、操業中に改善したい

土地の売買で関係者から要求

土壌汚染に関する一般的なご質問、訪問によるご説明もご気軽にご相談ください。

東京都環境確保条例

① 有害物質を取扱う工場の廃止

工場の廃止、一部除却や移転をする際、廃止届が必要です。**有害物質を取り扱った場合**は、条例116条により、土壌汚染の状況を調査し、結果を報告する義務が発生します。

② 有害物質を取扱う作業場の廃止

指定作業場の廃止、一部除却や移転をする際、①工場と同様に調査と報告が必要です。

③ 3,000m²を超える敷地の開発

条例117条により、開発する**土地の敷地面積が3,000m²を超える**場合は、地歴調査の実施と届出が必要です。

④ 土壌汚染対策法④の届出の時

条例117条により、工場等の土地において900m²以上の土地の改変(法4条1項該当)を行うときは、届出が必要です。

※有害物質を取り扱った経緯がない場合は適用外

東京都環境確保条例の補足

① 第116条第1項 猶予の要件

次の①かつ②に該当すること

- ①人の健康に係る被害が生ずるおそれがない(アからウまでのいずれかに該当)
 - (ア) 引き続き工場等廃止者が事業に使用する土地
 - (イ) 小規模な事業場で住居と同一又は近接しており、工場等廃止者が引き続き居住する土地
 - (ウ) 現に事業又は居住に使用されており、舗装等により人が直接触れることがない状況の土地
- ②当分の間汚染状況調査の実施が困難な状況にある

② 第117条第1項 適用除外行為

●通常の管理行為又は軽易な行為

- (1)敷地内の水道管、下水道管等の新設、改修、増設
- (2)用水又は排水施設の設置
- (3)木竹の植栽、植替え等に伴う掘削
- (4)既存道路の補修(新設又は拡幅を伴うものを除く)
- (5)その他土壌汚染の拡散のおそれなく(1)～(4)に類する行為

●改変面積300m²未満の行為(汚染があることが確実な土地は除く)

※東京都環境確保条例は平成31年4月に改訂